

京都市国際交流協会発行『kokoka イベントカレンダー』広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市国際交流協会（以下「協会」という。）が発行する『kokoka イベントカレンダー』誌面広告及びHPへのバナー広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(種類及び範囲)

第2条 『kokoka イベントカレンダー』及びHPに掲載する広告は、協会事業の運営に有益であるものを優先する。

- (1) 協会の設立趣意や目的に合致するもの
- (2) 協会の各年度の事業方針に沿うもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか協会の出版物に掲載する広告として事務局長が適当であると認めるもの

2 『kokoka イベントカレンダー』及びHPに掲載する広告は、協会の広報媒体としての品位を妨げないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は抵触する恐れのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝に類するもの
- (4) 協会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (6) 前号各号に掲げるもののほか協会の出版物に掲載する広告として事務局長が適当でないと認めるもの

(規格及び掲載位置)

第3条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

誌面広告 天地 50 mm、左右 190 mm（モノクロ/1枠）

HP バナー広告 天地 85 ピクセル×左右 180 ピクセル

形式 GIF（アニメーション不可）

データ容量 12KB 以下

- (1) 上記の規格に従って適切な大きさの広告を製作し出稿すること
- (2) 広告原稿はマイクロソフトワード、アドビイラストレーター、アドビフォトショップ、またはG I F形式の画像で申込書と同時に提出すること

2 広告の位置は、誌面は表紙下部 1 ヲ所、HP は「イベントカレンダー（日本語ページ）」(<http://www.kcif.or.jp/HP/event/top/jp/index.html>) の右上 1 ヲ所とする。

(掲載料金)

第4条 広告の掲載料金は、下記のとおりとする。

誌面1枠+HP バナー1枠 150,000円/12ヶ月(税込)

(掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、1年間(12回発行)とする。

2 年間契約の場合の広告掲載期間中、協会の都合により発行を中止したときは、広告料金から中止した期間を控除して得た料金を払い戻すものとする。

(掲載申込)

第6条 広告の掲載希望者(以下「申込者」という。)は、京都市国際交流協会発行『kokoka イベントカレンダー』広告掲載申込書(以下「申込書」という。)に広告案を添えて協会事務局に提出する。

(掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、協会ホームページ上やSNS、『kokoka イベントカレンダー』誌上、ダイレクトメールなどで行うものとする。

2 掲載枠に空きが生じた場合は、広告を随時募集するものとする。

(掲載の決定等)

第8条 第6条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定した上、申込者に通知するものとする。

2 事務局長は、広告案を審査した場合において、修正する必要があると認めるときは申込者にその旨通知することとする。

(掲載料金の支払)

第9条 申込者は掲載決定後、協会の請求に基づき期日までに広告掲載料金を支払うものとする。支払いは協会窓口か協会の指定する金融機関の口座への振込みとする。

(原稿の作成及び提出)

第10条 広告原稿は、協会が指定する方法により申込者の負担で作成し、協会が指定する期日までに電子メールでの添付若しくはCDなどメディアにより提出するものとする。

(申込者の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

2 内容に変更が生じた場合は、必ず協会に連絡するものとする。

(掲載料金の払い戻し)

第12条 広告掲載料金の払い戻しはしない。ただし、協会の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(掲載の取り消し)

第13条 事務局長は、掲載前、掲載期間中を問わず、次の場合広告の掲載及び許可を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載料を支払わなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容を不相当と判断した場合
- (4) 申込者が指定した連絡先に連絡できない場合

(補足)

第14条 『kokoka イベントカレンダー』

発行部数 2,000部 (日本語) (2015年1月現在)

HP 月平均ページビュー数 3472 (2015年1月現在)

2 発行部数及びページビュー数は増減する場合がある。

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、2015年2月1日から実施する。